

『居宅介護支援』重要事項説明書

〈2025年12月1日現在〉

1 所沢市社会福祉協議会が提供するサービスについての相談窓口

【窓口】 所沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

【電話】 04-2929-1702

【FAX】 04-2929-1712

【窓口担当者】 介護支援専門員（本会が任命した者）

【事業所管理者】 飯島 敏子

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	所沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地	所沢市緑町一丁目6番18-101 プラザシティ新所沢けやき通り団地
介護保険指定番号	居宅介護支援（1172505230）
サービスを提供する地域	所沢市

(2) 同事業所の職員体制（他の業務との兼務者含みます。）

職種	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名	—	1名	業務管理 居宅介護支援等
介護支援専門員	介護支援専門員、 介護福祉士等	2名	1名	3名	居宅介護支援等
事務職員	—	—	—	—	
合 計		3名	1名	4名	

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝祭日並びに12月29日～1月3日の間はお休みとさせていただきます。	
営業日時間を問わず電話転送にて対応いたします 緊急連絡先04-2929-1702	

3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成
- (4) モニタリング（サービス実施状況と利用者状況の把握）

4 利用料金

(1) 利用料

- 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者に保険料の滞納等が生じた場合は、1月につき要介護度に応じて下記の利用料をご利用者より、お支払いいただき、当事業所より【サービス提供証明書】を発行いたします。

後日、この【サービス提供証明書】をお住まいの市役所窓口に提出しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護支援費の戻しを受けられます。

基　本	1月の料金
居宅介護支援費（Ⅰ）（要介護1～要介護2）	11,316円
居宅介護支援費（Ⅱ）（要介護3～要介護5）	14,702円

加　算（いずれかに該当している場合は、基本料金に加算されます）	1月の料金
特定事業所加算Ⅲ（該当する期間、1月につき）　※令和7年6月～算定休止中	3,365円
特定事業所医療介護連携加算（該当する期間、1月につき） 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合。	1,302円
初回加算　・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に、居宅介護計画を作成する場合。	3,126円
通院時情報連携加算　利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅計画サービス計画書に記録した場合。	521円
入院時情報連携加算Ⅰ　利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。	2,605円
入院時情報連携加算Ⅱ　利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。	1,042円
退院・退所加算　医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	<連携1回> カンファレンス等参加なし 4,689円 カンファレンス等参加あり 6,252円 <連携2回> カンファレンス等参加なし 6,252円 カンファレンス等参加あり 7,815円 <連携3回> カンファレンス等参加あり 9,378円

緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。	2,084円
ターミナルケアマネジメント加算 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態の変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。	4,168円

※地域区分別 1単位の単価 10.42円（6級地）

※介護保険法の報酬改定があった場合は、改定後の単価といたします

(2) 交通費

介護支援専門員が訪問に要する交通費の利用者負担は、一切ありません。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護認定を受けた利用者が、可能な限りその居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるための居宅介護支援を行います。
- ② 介護支援専門員及びその他の職員は、適切な居宅介護支援を行うための専門的研修を年度ごとに計画的に受け、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 居宅介護支援（居宅サービス計画作成）にあたっては、利用者に十分理解が得られるよう事前の説明を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要

① インテーク

初回の相談依頼を受けて、利用者及び家族と面談します。

② アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者及び家族と面談した上で課題の分析をします。

③ 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者及び家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

⑤ 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けて交付します。

⑥ モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、その結果を記録します。

また、以下の要件を全て満たしたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面談（モニタリング）を行う場合もあります。

- (1)利用者の同意を得ること
- (2)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
- (i)利用者の状態が安定していること
- (ii)利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
(家族のサポートがある場合を含む)
- (iii)テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
- (3)少なくとも 2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問すること

同意欄

⑦ 居宅サービス計画書の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記②から⑤の実施をします。

⑧ 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師等に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等について、その事業者を選定した理由の説明を求めることができます。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付し説明を行います。

6 緊急時の対応

サービス提供時、利用者の病状の急変または事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等関係箇所に連絡とる等必要な措置を講じます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者	飯島 敏子
-------------	-----	-------

(2)成年後見制度の利用を支援します

(3)苦情解決体制を整備しています

(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。

8 身体拘束等の適正化について

事業者は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。

(2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

9 感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、感染症の予防及びまん延等の防止のため、法人内設置の感染対策委員会と連携し、定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアル(指針)を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。

10 業務の継続

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施・再開するため、業務継続計画を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練を定期的に実施します。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

11 ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、「社会福祉法人所沢市社会福祉協議会ハラスメントの防止等に関する規程」(指針)に基づき、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が事業者の従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12 秘密保持

事業者の職員は、利用者の個人情報について、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき取り扱うものとし、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を離れた後も同様とします。

13 事故発生時の対応

- (1) 利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに所沢市及び関係市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとし、万一の事故に備えて損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

14 苦情相談窓口

(1)事業所担当

○所沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 管理者 飯島 敏子
電話04-2929-1702

(2)保険者

○所沢市福祉部介護保険課（所沢市に住民票のあるご利用者）
月曜日から金曜日／午前8時30分～午後5時15分（祝・祭日及び年末年始は休業）
電話04-2998-9420

(3)埼玉県国民健康保険団体連合会

○介護保険課苦情対応係
月曜日から金曜日／午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
(祝・祭日及び年末年始は休業) 電話048-824-2568

(4)第三者委員への相談

内野 正行 04-2923-3814 (元教員)
小原 共子 04-2948-9347 (元民生委員・児童委員)
仲 志津江 090-7803-8706 (元行政職員)

15 当事業者の概要

- 【名称】 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会
- 【代表者】 会長 本橋 栄三
- 【所在地】 所沢市泉町 1861 番地の 1
- 【電話番号】 04-2926-8202

性 格	社会福祉法の定めにより、設立した公益・公共性に基づく地域福祉事業を広く推進する社会福祉団体です。	
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進事業 ・ボランティア活動の振興 ・障害福祉サービス事業の経営 ・コミュニケーション支援事業 ・成年後見事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・子育て援助活動支援事業 ・共同募金事業への協力 ・老人居宅介護等事業の経営 ・相談支援事業の経営 ・福祉サービス利用援助事業 ・生活困窮者自立促進支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・障害者（児）通所施設の運営、他 	